

亀山市告示第 8 5 号

亀山市放置自転車等の適正な移動等に関する要綱（平成 2 6 年亀山市告示第 1 3 7 号）第 5 条第 3 項の規定により放置自転車等を保管したので、同告示第 6 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。

なお、当該放置自転車等の利用者等は、亀山市建設部用地管理室に申し出てください。

平成 2 7 年 4 月 1 0 日

亀山市長 櫻 井 義 之

- 1 放置自転車等の型式 第一種原動機付自転車
- 2 車体番号 不明
- 3 保管場所 市営住山住宅 B 6 2
- 4 保管期間 平成 2 7 年 4 月 6 日から同年 7 月 3 1 日まで
- 5 保管期間を経過した場合には、処分を行う。
- 6 その他の事項
  - ( 1 ) 色 白
  - ( 2 ) 登録番号 津市 に 8 2 2 7